

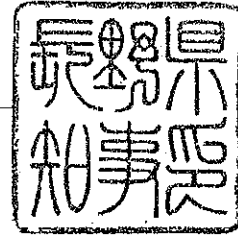


29 く消第 156 号

平成 29 年 (2017 年) 8 月 28 日

長野県消費生活審議会長 様

長野県知事 阿部 守



第 2 次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画の
策定について (諮問)

本県では、長野県消費生活条例に規定する「消費者の権利の確立とその自立支援」を基本理念とし、「県民の消費生活の安定及び向上」を目的として、平成 26 年 6 月からの「長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画」を具体的な指針とした消費者政策を推進してまいりました。

近年、高齢化、高度情報化、国際化の進展により、消費者をとりまくトラブルはより複雑・多様化しており、県民の安心・安全な暮らしを守るためには、消費者被害を未然に防止するための啓発活動、相談体制の一層の充実、迅速な被害救済及び徹底した事業者指導等の継続的な取組みが必須となっております。

また、国では持続可能な社会を形成するための取組みや、成年年齢の引下げに対応した法の整備等の検討が行われており、今後、県においても具体的な施策の策定・実施が求められます。

これらの状況を踏まえ、今後の消費生活施策の具体的な指針として、平成 34 年度までを計画期間とする第 2 次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画を策定したいので、長野県消費生活条例第 44 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。